

## 政治倫理条例の制定状況(県南市町村)

令和4年4月末現在

	市町村名	首長	特別職	議員	親等規制
県南地域	1 土浦市	-	-	●	1親等
	2 石岡市	●	●	●	2親等
	3 龍ヶ崎市	●	●	●	2親等
	4 取手市	●	●	●	1親等
	5 牛久市	●	●	●	2親等
	6 つくば市	●	●	●	1親等
	7 守谷市	●	●	●	1親等
	8 稲敷市	●	●	●	2親等
	9 つくばみらい市	●	●	●	1親等
	10 美浦村	●	●	●	1親等
	11 阿見町	●	●	●	2親等
	12 河内町	-	-	●	1親等
	13 利根町	●	●	●	2親等

## ■ 県南地域

制定状況: 当市以外すべての市町村が制定

親等規制: 1親等(7市町村)

2親等(6市町)

## ■ 茨城県

制定状況: 茨城県議会基本条例(第7章 政治倫理)

## 第30条(政治倫理)

議員は、県民の負託により県政に携わる権能及び責務を有することを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ公平を基本として、常に品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

## 第31条(資産等の公開)

議員は、県民の負託により県政に携わる権能及び責務を有することを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ公平を基本として、常に品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。